

千葉県休日救急診療所の管理に関する基本協定書に係る変更協定書（第2回）

千葉県（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉県保健医療事業団（以下「乙」という。）との間で令和5年3月16日付けをもって締結した「千葉県休日救急診療所の管理に関する基本協定書」及び令和5年4月1日付けをもって締結した「千葉県休日救急診療所の管理に関する基本協定書に係る変更協定書」（以下「原協定書」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更箇所

（1）原協定書第5条別記第1管理施設については、以下のとおりの変更とする。

原協定書

(略)		
施設概要	延床面積	約1,684㎡(診療所開設時の届出面積) (総合保健医療センター1・2階の一部)
(略)		

変 更 後

(略)		
施設概要	延床面積	約1,788㎡ (総合保健医療センター1・2階の一部)
(略)		

（2）原協定書第7条第1項については、以下のとおりの変更とする。

原協定書

ア～ク（略）

変 更 後

ア～ク（略）

ケ 令和8年9月30日から令和8年10月2日までの夜間（20時00分から22時00分まで）における内科・小児科の救急患者に対する初期診療に関すること。

2 変更理由

- （1）千葉県総合保健医療センターの大規模改修に伴い、千葉県休日救急診療所の延床面積が変更されたため。
- （2）市内で唯一の夜間の内科・小児科の初期救急医療機関である千葉県夜間応急診療が、千葉県立幕張海浜病院の開院に伴い、一時的に診療を継続できない期間が発生することから、当該期間に市民に初期救急医療を提供するため。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和8年7月6日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号
公益財団法人 千葉市保健医療事業団
理 事 長 大 濱 洋 一